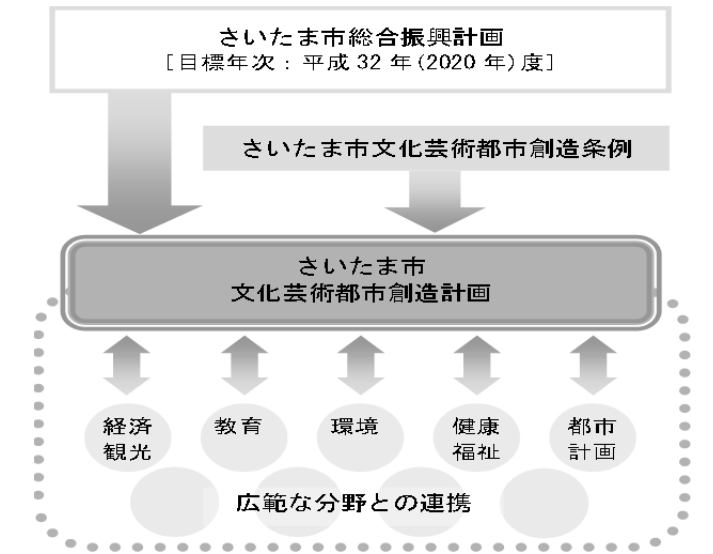


さいたま市文化芸術都市創造計画(素案)概要版

1 計画の位置づけ

本計画は、「さいたま市総合振興計画」を上位計画とし、平成24年4月1日に施行された「さいたま市文化芸術都市創造条例」に基づき、策定するものです。



2 計画期間

さいたま市総合振興計画の目標年次と合わせ、平成26年度(2014年)から平成32年度(2020年)までの7年間とします。

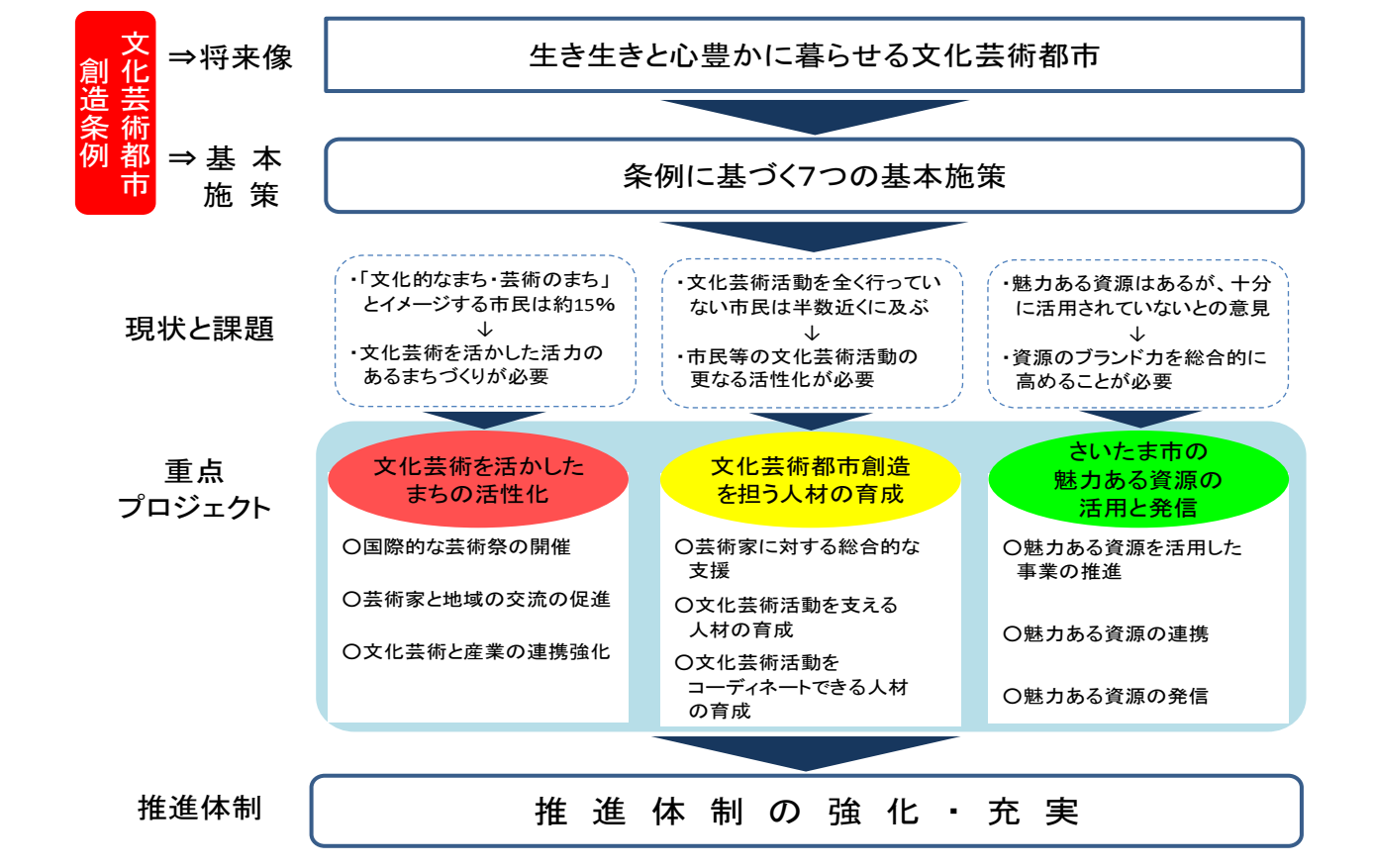
3 これまでの経過

条例の施行を受けて、平成24年度に、条例に基づく市の諮問機関の「文化芸術都市創造審議会」及び「文化芸術に関する意見交換会」を開催し、計画の基本的な骨子となる素案(原案)を作成しました。

平成25年度は、審議会及び意見交換会による審議を重ね、素案(原案)に重点プロジェクトや推進体制等の新たな要素を加え、平成25年11月に計画素案として取りまとめました。

4 将来像の実現に向けた計画の全体像

この計画では、将来像の実現に向けて、条例に基づく**7つの基本施策**の具体的な取組を示すとともに、現状と課題を踏まえ、今後7年間の計画期間の中で、重点的に取り組むべき**3つの重点プロジェクト**を設定します。



5 計画の主な内容

◆7つの基本施策 (別紙参照)

- 施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進
- 施策2 文化芸術に対する子どもの感性の向上
- 施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展
- 施策4 文化芸術に対する理解及び関心の促進
- 施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用
- 施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供
- 施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実

◆3つの重点プロジェクト (本編P34)

- 重点1 「文化芸術を活かしたまちの活性化」
主な取組) 国際的な芸術祭の開催、芸術家と地域の交流の促進、文化芸術と産業の連携強化
- 重点2 「文化芸術都市創造を担う人材の育成」
主な取組) 芸術家に対する総合的な支援、文化芸術活動を支える人材の育成、文化芸術活動をコーディネートできる人材の育成
- 重点3 「さいたま市の魅力ある資源の活用と発信」
主な取組) 「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」の活用・連携・発信

◆計画の推進に当たって (本編P40~42)

- 市は、施策等の企画・立案を行い、有識者会議において、その検証を行います。
- 市、公益財団法人さいたま市文化振興事業団、文化施設等における指定管理者の役割を明確にするとともに、連携の強化を図ります。
- 安定的・継続的な施策の展開に向けて、既存の「文化財産等取得基金」を見直し、市民や企業からの寄附金等の受け皿にもなる「(仮称)文化基金」を設置します。

6 スケジュール

10月	11月	12月	1月	2月	3月
	☆審議会 (中間報告)	☆議会報告			☆審議会 (答申)
	タウンミーティング		パブリック・コメント	最終調整	☆計画決定

<基本施策の体系>

基本施策	事業展開	具体的な取組	新たな視点
施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進	→ 1-1. 文化芸術活動に関わる人材の育成・支援	→ ○芸術家の活動機会の充実 新 ○文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成 新 ○文化芸術団体の交流の促進 新	幅広い分野との連携（教育、観光、健康福祉、都市計画など） 関係団体等との連携 地域経済の活性化と産業の振興への配慮
	→ 1-2. 情報基盤の充実	→ ○文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供 新	
施策2 文化芸術に対する子どもの感性の向上	→ 2-1. 子どもの文化芸術教育の推進	→ ○未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実 新	
	→ 2-2. 子どもの鑑賞・発表・体験機会の充実	→ ○子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実 ○子どもを対象にした発表機会の充実	
施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展	→ 3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承	→ ○後継者育成に対する支援 ○人材等の情報収集・提供 新	
	→ 3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実	→ ○伝統的・民俗的な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実 新	
施策4 文化芸術に対する理解及び関心の促進	→ 4-1. 鑑賞機会の充実	→ ○身近な鑑賞機会の創出 拡	
	→ 4-2. 活動への参加機会の充実	→ ○発表機会の充実 ○体験機会の充実	
	→ 4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供	→ ○文化芸術事業に関する情報収集・提供	
施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用	→ 5-1. 盆栽文化の振興	→ ○大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興 拡 ○「大宮盆栽」のブランド化と関連産業の振興 新	
	→ 5-2. 漫画文化の振興	→ ○漫画会館等を活用した漫画文化の振興 ○漫画文化に関わる人材の育成 新	
	→ 5-3. 人形文化の振興	→ ○（仮称）岩槻人形会館の整備 ○人形関連産業の振興 新	
	→ 5-4. 鉄道文化の振興	→ ○鉄道博物館等との連携強化 拡 ○鉄道文化に関する情報発信の強化	
	→ 5-5. 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用	→ ○各区の個性を活かした文化芸術関連事業の推進 ○文化財の保存・継承	
施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供	→ 6-1. 文化芸術を通じた交流の推進	→ ○国際的な文化芸術イベントを通じた交流 拡 ○本市とゆかりのある都市との交流 ○多様な芸術家と地域の交流 拡	
	→ 6-2. 文化芸術によるまちづくり	→ ○文化芸術資源を活かしたまちづくり 拡 ○文化芸術を活かしたまちづくり事業への支援 新	
施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実	→ 7-1. 文化芸術の活動の場となる施設の機能向上・充実	→ ○利用者や時代のニーズに合わせた施設機能の向上 ○利用者の利便性向上 新 ○利用者に優しい施設の創出 新	
	→ 7-2. 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携	→ ○拠点機能の構築 新 ○埼玉県や民間の文化関連施設との連携 拡 ○拠点施設を中心とする文化施設間の連携 拡	

新：「さいたま市文化芸術振興計画」（平成18年3月）に記述がなく、新たに掲載するもの
拡：「さいたま市文化芸術振興計画」（平成18年3月）に記述されている取組の内容を拡充するもの